

「学生ボランティアサークル助成事業」申請等に必要な書類について

1 助成金申請に必要な項目

①～③の内容を記載した書類を作成し、提出すること。
(様式1-1及び様式1-2は当協会のホームページからダウンロード可。
必要事項が書いてあれば様式は問わない。また、下記の①～③を1つの書類として作成しても可。)

①令和5年度「学生ボランティアサークル助成事業」実施計画

- ・学校名、サークル名及び代表者名
- ・代表者連絡先
- ・会員数
- ・活動目的及び主な活動内容
- ・年間活動回数及び1回に参加する人数（主に肢体不自由児を対象にした活動とそれ以外を分けて記載）

②令和5年度「年間活動計画書」（すでに終了しているものも含む）

- ・活動予定月日
- ・活動内容
- ・活動場所
- ・対象児者（所属等があれば記載）
- ・肢体不自由児数
- ・参加サークル会員数

③令和5年度「ボランティアサークル年間活動費」

- ・年間活動費の合計
- ・肢体不自由児を対象とした活動にかかる費用と内訳
- ・当協会からの助成金
- ・他から助成金を受けている場合その名称と金額

2 助成金額の確定のための提出書類

交付決定を受けた団体は当該年度の事業終了後、令和6年3月26日（火）（必着）までに以下の書類をすみやかに提出すること。

①令和5年度「事業実施報告書」

様式は年間活動実施計画書と同様の書式で可。（実際の活動内容及び変更して実施した活動内容を記載する。）

②決算書及び領収書等（コピー可）

当協会からの助成金を必ず収入欄に記載し、支出は主に肢体不自由児を対象にした活動費とそれ以外の活動費を分けて記載する。

支出が助成金の額を上回った場合、提出する領収書は助成金の範囲内で可とする。（その場合でも、実施報告書は年間活動の全てを記載すること。）

注1）当協会以外から助成金を受けている場合は、その額も含めて収入に計上すること。

注2）当協会からの助成金額よりも支出が下回った場合は、額の確定後、差額分を本協会へ返還すること。

注3）助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。